

令和4年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 令和4年3月10日（木） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第23号 村上市屋内遊び場条例制定について
議第24号 村上市妊産婦の医療費助成に関する条例制定について
議第27号 村上市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について
議第28号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第29号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について
議第32号 老人いこいの家寿山荘条例を廃止する条例制定について
議第33号 荒川高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例制定について
議第34号 荒川花卉園芸センター条例を廃止する条例制定について
議第44号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第45号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第10号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第11号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第12号 令和4年度村上市介護保険特別会計予算
- 4 出席委員（7名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 鈴木好彦君 | 2番 上村正朗君 |
| 3番 富樫雅男君 | 4番 稲葉久美子君 |
| 5番 鈴木いせ子君 | 6番 鈴木一之君 |
| 7番 長谷川孝君 | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（5名）

| | | |
|-------|-------|-------|
| 菅井晋一君 | 高田晃君 | 小杉武仁君 |
| 渡辺昌君 | 大滝国吉君 | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

| | |
|-----------|--------|
| 副市長 | 忠聡君 |
| 保健医療課長 | 信田和子君 |
| 同課国保室長 | 林洋一君 |
| 同課国保室係長 | 本間かおり君 |
| 同課健康支援室長 | 平山祐子君 |
| 税務課長 | 大滝慈光君 |
| 同課保険税係係長 | 石井美勝君 |
| 介護高齢課長 | 大滝きくみ君 |
| 同課高齢者支援室長 | 山田美和子君 |

| | |
|---------------|--------|
| 同課高齢者支援室副参事 | 渋谷直人君 |
| 同課地域包括支援センター長 | 田中加代子君 |
| 同課介護保険室長 | 高橋洋一君 |
| 同課介護保険室副参事 | 近藤知子君 |
| 福祉課長 | 木村静子君 |
| 同課福祉政策室長 | 石田浩二君 |
| こども課長 | 中村豊昭君 |
| 同課子育て政策室長 | 高橋朗君 |
| 同課子育て政策室係長 | 渡辺悟君 |
| 同課子育て支援室長 | 山田昌実君 |
| 同課子育て支援室係長 | 石山留美君 |

10 議会事務局職員

| | |
|----|--------|
| 局長 | 長谷部 俊一 |
| 書記 | 菅井 洋子 |

(午前10時00分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第5 議第23号 村上市屋内遊び場条例制定についてを議題とし、担当課長(こども課長 中村豊昭君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

こども課長 皆様、おはようございます。本日はよろしく願いいたす。それでは、議第23号 村上市屋内遊び場条例制定についてご説明申し上げます。本案は、屋内における児童の健全な遊び場を提供し、多様な遊具などを用いた運動と遊びにより、子どもの体力向上それから健全育成を図るということを目的といたして、旧神納東小学校体育館に令和4年4月1日から屋内遊び場を設置するための条例制定をお願いするものである。施設の利用料といたしては無料、施設利用の対象者といたしては小学校6年生以下の児童、あとその保護者の方ということが基本となっている。あと、祝日、土日も営業いたすが、年末年始の各3日間については休所というふうなことで考えている。そのほか条例案のとおりとなっている。よろしく願いいたす。以上だ。

(質疑)

上村 正朗 よろしく願いする。全員協議会でも説明を受けたので、大体理解しているのだけれども、聞き漏らしたかもしれないので、第9条の施設、整備等に損害を与えた者はというところなのだけれども、施設、整備に関する損害についての保険には加入するものなのだろうか。

こども課長 保険については、市の施設は全般的に加入する保険がある。そこには加入いたすので、事故とか人についてのものは大丈夫なのだけれども、物損とかになると、また個別の保険になってくるので、別物になる。人に対するけがとかという保険については入っている。少しお待ちください。保険は一応入ってはいる。

鈴木いせ子 前から説明いただいて、私が聞き逃したのだと思うが、これを例えば鍵を開けるの

はどなたか、見回りするとか、そういう人もあるのか、土日に利用するときの責任者ではないけれども、やはり子どもたちだけばかり行ってどうするのかと、その点をお伺いしたいと思うが。

こども課長 施設のほうには2人常駐する計画になっている。1人は、会計年度任用職員の方で、全体的な配慮、それから遊具の使い方の指導とかそういったこと、その他もろもろということだ。あと、施設の受付とか、それから内部の清掃などを中心に、こちらはシルバー人材センターに委託をするということで、これで2人を配置することにしている。

鈴木いせ子 あともう一つなのだが、例えば県外から、県外というのか、市内以外の人でも利用していいのだっただろうか。

こども課長 別に住所要件は設けていない。というのも、例えば里帰りとかで来ているような方々もいたりする場合もある。特にそういった方々をお断りする理由もないので、そういった条件はつけていない。

鈴木 一之 先般もちょっとそこで関連のあれでお話聞いたことあるのだが、利用する日の、第5条なのだけれども、団体等で6か月前から7日前までということであるのだが、空き状態によってはこの限りでなくても、お問合せして、行っていいということであれば、臨機応変に対応できるのだろうか。お願いいたす。

こども課長 本会議でも同様の話いただいた。市長のほうの答弁でもあったけれども、まず施設の運営を少し試みて、それから状況によって臨機応変に対応できるようなものであれば、そのようにしていきたいなというふうに考えている。

鈴木 一之 その際もまた同じようなあれだったのだが、あとはこの村上市屋内遊び場だけれども、もうちょっと柔らかい感じでネーミングもこれから公で募集するなり何かして、もっと子どもたちに対してのちょっと柔らかいような感じの、そういうのをつけていただければと思うのだが、その点いかがだろうか。

こども課長 取りあえず条例の上では、村上市屋内遊び場というふうな名称になっているけれども、通称というか愛称というか、こちらについては実際にご利用になった方々からアンケートなどをいただいて、ご利用された方の印象などをやはり参考にしていければなというふうに考えている。なので、愛称を考えていきたいと、それについてはご利用者などのアンケート、意見などを参考にさせていただくというふうに考えている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第23号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第24号 村上市妊産婦の医療費助成に関する条例制定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、議第24号 村上市妊産婦の医療費助成に関する条例制定について、よろしくお願いいたします。この条例については、妊産婦の医療費の一部を助成して、経済的負担を軽減することで疾病の早期発見と早期治療の促進を図りながら、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、母子保健の向上及び福祉の増進に寄与することを目的といたして医療費の助成をするに当たり、必要な事項を定めたものである。条例の内容については、本日配付させていただいた事業の概要資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思うので、御覧願う。それでは、第1条の目的については、今ほど前段で申し上げたとおりである。第3条の対象者については、市内に住所を有する妊産婦全員といたして、所得制限は設けていない。第4条では、受給者証の交付は市長に申請しなければならないとしているので、申請時に必要な妊娠届出書等や様式類は施行規則により具体的に定めることといたしている。第6条の助成期間であるが、妊娠の届出をした日の翌日、または転入については転入届出の翌日から出産月の翌月末までを対象としている。第7条では、医療機関等を受診した際の健康保険が適用された自己負担額から一部負担を除いた金額を助成するものといたして、通院では1日530円、調剤は無料、入院は1日1,200円、訪問看護は1日250円など、助成の範囲について規定している。これは、本市で既に実施をしている子どもの医療費助成やひとり親家庭等医療費助成など県単医療費の一部負担額と足並みをそろえた形の負担額となっている。裏面に移るが、助成の方法は第8条で規定している。医療機関の窓口を受給者証を提示することで一部負担金のみを支払う現物給付としている。だが、領収書等を添付の上、申請による償還払いも可能となっている。附則の第1項では制度の開始日を、第2項では施行日前の対象者に対する周知期間中に対象者が不利とならないよう、対象期間の始めを届出日によらず、公布の日からとするものである。この妊産婦の医療費助成については、既に他の市町村でも実施をしている事業であるが、所得制限がある市町村や、3分の2近い市町村は領収書添付による償還払いの助成方法となっており、詳細を含めて市町村によって様々異なる助成内容となっている事業である。このような中、本市では妊産婦の皆様に寄り添った助成事業となるよう検討を重ね、所得制限を設けずに、住所を有する全ての妊産婦を対象とするとともに、利用しやすい制度となるよう、受給者証を提示することで医療機関には一部負担金のみを支払っていただく助成方法といたした。また、4月からの事業であるので、ご議決をいただき次第、速やかに制度周知を図ってまいりたいと考えている。簡単ではあるが、以上で説明を終わる。また、すみません、資料の最後のほう、その他のところで、附則第2項の日付、令和3年3月31日までとなっていたのを令和4年と読み取っていただくようよろしくお願いいたします。それでは、以上になる。よろしくお願いいたします。

(質 疑)

富樫 雅男 ありがとうございます。非常にいい制度だなと思って見させていただいた。1つだけ、この助成期間、第6条の終期、出産日の属する月の翌月末日というふうにあるのだけれども、これは月に生まれる日によっては非常に短い場合もあるかなと思うのだけれども、出産後例えば60日とか、そういうふうにすることはいかがかなと思ったのだけれども、これ全部こういうやり方だったのか、今までも。

保健医療課長 終期については、いろいろちょっと議論はさせていただいた。また、他の市町村の

終期についても確認させていただいたところ、始期はいろいろあるけれども、終期についてはほぼこの形になっている。そして、受給者証を交付する関係もあって、終わりの日にちをきちんと明確にする意味、あとレセプトの関係等もあるので、月単位でさせていただきたいなというところで、生まれた日にちが月初め、月の終わりもあるので、やはり翌月の月末というところで落ち着かせて、この制度とさせていただいた。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第24号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第27号 村上市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（福祉課長 木村静子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

福祉 課長 それでは、議第27号 村上市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、地域福祉計画を着実に推進するため、策定に向けた調査、立案、調整、計画の進捗評価を実施するために改正するものである。また、併せて名称についても村上市地域福祉計画審議会というふうに変更するものである。今までの条例であるが、委嘱が計画策定までというふうになっていた。それを新しい条例では、任期を2年間と定め、進捗評価も実施できるようにしている。そのほか人数それから推薦母体については変更ない。以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第27号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第28号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 中村豊昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

こども課長

それでは、議第28号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本市においては、放課後児童支援員の要件について、認定資格研修を修了した者でなければならない旨を規定しているが、経過措置といたして、令和4年3月31日までに放課後児童支援員の認定資格研修を修了することが予定されている者も含むとしている。この経過措置期間が令和3年度末で終了となることから、この規定について当該年度中に研修が修了することを予定している者に改正し、今後においても認定資格研修修了予定者を支援員とみなすための所要の改正を行いたいというものである。なお、資料の63ページに新旧対照表があるので、ご参照いただくようお願いいたします。以上である。

(質疑)

上村 正朗

ご苦労さまだ。当然クリアされていると思うのだけれども、国とか県が示している職員の要件というか、基準が当然あるかと思うけれども、年度中に修了予定者が従事していても、基準はクリアされるということで理解してよろしいだろうか。

こども課長

基準については、年度当初から当然基準をクリアしているし、年度途中においても基準はクリアする条件で運営している。

上村 正朗

年度当初に資格が、いる方で基準を満たしていれば、もちろんそれはいいわけだけれども、年度当初は満たしていなくても、年度の途中で、途中というか、修了すれば基準を満たすというものでもオーケーということだよ。だから、それでも国とか県が示した基準はクリアできるのだよねという、そういう質問だ。

こども課長

それをクリアするための改正である。これ改正していただくと、条件がクリアされることになる。これ期限が切れると支援員に見てもらえない人が出てくる可能性がある。そうすると施設の運営上、今もぎりぎりで行っているようなところもあるので、なるべく円滑な施設運営をしたいということで、条例の改正をお願いしているといった背景もある。

上村 正朗

すみません。質問が悪くて、よく分からないのかもしれないけれども、年度内に修了予定の人も含めて、基準を満たす職員の数に入れてもいいわけなのだよ。

こども課長

大丈夫だ。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第28号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9

議第29号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 中村豊昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

こども課長 それでは、議第29号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本案は、多子世帯の経済的負担を軽減する子育て支援施策として、生計を同じにする3人以上のお子さんを養育している方に対して、学童保育所利用料を半額に減免するため、所要の改正を行いたいというものである。なお、資料の64ページに新旧対照表が記載されているので、併せてご参照いただけるようお願いいたします。以上である。

(質 疑)

上村 正朗 すみません、ちょっと確認をさせてください。生計を同じくする3人以上の子どもを養育する者だから、学童保育には3人通わせていなくてもいいわけだね。

こども課長 学童保育に通っている人数は、1人でも2人でも3人でも、そこは大丈夫だ。例えば一番上の子が高校生、2番目が中学生、3番目が小学生、1人しか学童行っていないなくても、対象になる。

上村 正朗 2人、3人学童保育に行っている場合は、その2人、3人が全て半額になるわけだね。

こども課長 3人行っていれば、3人とも半額になる。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第29号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第32号 老人いこいの家寿山荘条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長(介護高齢課長 大滝きくみ君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 おはようございます。議第32号は、老人いこいの家寿山荘条例を廃止する条例制定についてである。本施設は、高齢者の健康や福祉の増進を目的とした高齢者入浴施設であるが、ポンプの破損や井戸の不具合により、平成24年から温泉の利用を休止し、平成27年度からは施設を休止している。当該施設は、昭和45年に旧朝日村の施設として開設され、築50年が経過し、老朽化していることから、今年度末をもって当該施設を廃止するものである。なお、本施設休止後は同じく瀬波温泉に設置している老人福祉センターあかまつ荘をはじめ、各入浴施設をご利用いただいている。説明は以上だ。よろしく願いいたします。

(質 疑)

鈴木 好彦 この施設は老朽化しているので、使用を停止するというについてはしようがないかなとは思っているのだが、条例を廃止した後、施設としては形としては残るかと思うのだけれども、これのどうするのかという計画と、それからタイムスケジュール等あったら聞かせてください。担当課ではちょっと無理だと思うのだが、副市長の考

えではないかと思うのだ。

介護高齢課長
副市長

施設を廃止した後だけれども、これから検討に入る。
関連して申し上げたいと思う。公共施設マネジメントプログラムにおいて、今全施設を見直しの検討をしているところである。本案件については、既に使用が中止しているというふうな状況でもあったので、改めて条例上廃止するという事にさせていただきますということであるが、これも含めて他の中止する施設について、その後どうするのだという当然ご意見もある。したがって、公共施設マネジメントプログラムにおいても、その後の管理、そして言うならば処分、そういったことも含めて検討をするということで今後進めさせていただきたいというように思うので、それを含めてご了承いただければありがたいというふうに思う。よろしく願いいたす。
使用を中止されると、その管理というのがなかなか届かなくなってしまうかと思う。その管理が届かない中で不慮の事故というか、十分その辺には配慮していただいて、維持に努めていただきたいと思います。以上だ。

鈴木 好彦

(副委員長、委員長と交代)

長谷川 孝

寿山荘は、たしか合併した後、2,000万円ぐらいかけて直したことがあるので、はっきり言って。それで、私もこの前見についてきたのだけれども、雪が解けて。それで、見晴らしは物すごくいい場所だよね。せっかくあれなのだったら、例えばの話デジタル分野のサテライトオフィスをあそこに誘致するとか、普通財産になるのだから、もう少し活用方法をやっぱり考えてもらわないと、ただもうはっきり言えば野ざらしにしておくようなのでは本当にもったいないと思う。その辺今後公共施設のマネジメントを考えてもらえるのだから、中にはやっぱりあそこでそういうようなオフィスをつくりたいという人もいるかもしれないので、何とか活用を考えてもらいたいと思うが、お願いします。

副市長

ありがとうございます。いろんな活用の提案とか、そういったものもいただけるものというふうに思うので、併せて検討の中で十分にそういったことも加味しながら、より効果的な運営ができるものがあるのであれば、そういう方向も含めて検討させていただきたいと思う。ありがとうございます。

(委員長、副委員長と交代)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第32号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11

議第33号 荒川高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 大滝きくみ君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長

議第33号は、荒川高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例制定についてである。

本施設は、昭和47年に建てられた縫製工場建物跡を旧荒川町が買い取り、高齢者の生きがい活動の施設として利用していたが、経年劣化等の施設の老朽化が著しく、利用者も少ないため、施設の状態から危険と判断して、今年度をもって廃止することとした。なお、本施設は3団体が利用していたが、令和2年度中から利用団体と廃止に向けての協議を進めており、3団体とも廃止について了解をいただいております。廃止後の活動先についても決定している。説明は以上だ。よろしく願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第33号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第12 議第34号 荒川花卉園芸センター条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 大滝きくみ君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第34号は、荒川花卉園芸センター条例を廃止する条例制定についてである。本施設は、荒川高齢者生きがいセンターに併設された園芸ハウスであり、高齢者福祉の増進を目的として利用されてきた施設である。しかし、現在は利用者がいないため、荒川高齢者生きがいセンターの廃止に合わせて、今年度末をもって当該施設を廃止するものである。説明は以上だ。よろしく願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第34号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第13 議第44号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第44号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてよろしくお願いいたします。歳入歳出の総額にそれぞれ1億6,900万円を追加いたして、予算の規模を59億9,970万円とするものである。補正の内容といたしては、歳入については7、8Pを御覧いただきたいと思う。保険給付費の増加に伴う県からの追加交付分として、第5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、普通交付金分に1億6,900万円の増額計上をいたした。次に、歳出については9P、10Pをお願いいたします。第2款の保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費1億6,900万円は、決算見込みに対する不足額を計上したものである。以上、よろしくお願いいたします。

（質 疑）

上村 正朗 内容については特に問題ないと思うけれども、決算が出ていないので、はっきりしたことは決まっていないと思うけれども、見込みで基金に積み立てるような余裕というか、そういうのはあるものだろうか。最終、今の見込みだけでも。

保健医療課長 今のところ決算見込みによって基金積立額をどこまでするのか、また積み立てるのかというところ、3月、2月かな、最終的な実際の給付費を見た上でちょっと検討してみたいというところで今考えているところである。

上村 正朗 それで結構だと思うけれども、令和元年度と令和2年度が積立が恐らくなかったのだよね。結構厳しそうだろうか。決算してみないと分からないということなのだろうかけれども、例年の今の状況とどうだろうか。

保健医療課長 繰越額については、一定程度、億単位出るかというところで見込んでいる。ただ、国保については予算上繰越額を1,000円しか見ていないので、来年度の補正財源として一定程度の繰越額を残しておく必要が当然あるので、それをどこまで見るかによって基金に残りを積むかどうかというところが、本当に先ほど申し上げたとおり最後の数字を見て考えさせていただきたいなというところである。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第44号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第14 議第45号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、担当課長（介護高齢課長 大滝きくみ君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

介護高齢課長 議第45号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を減額し、予算総額を81億670万円にしようとするものである。7P、8Pを御覧ください。歳入では、1款保険料、説明欄1、特別徴収保険料現年度分1,098万5,000円の減額であるが、保険給付費補正による負担割合により1,050万円の減額によるものと、4款

国庫支出金のうち介護保険料の減免措置の一部に充当できるものがあり、充当補助金と同額の介護保険料を48万5,000円を減額するものである。2款分担金及び負担金、1項1目負担金である。説明欄1、介護認定審査会費負担金39万3,000円の減額であるが、関川村及び栗島浦村の負担金の額が確定したことによる減額である。4款国庫支出金、1項1目、説明欄1、介護給付費負担金685万円の減額及び2項国庫補助金、1目調整交付金、説明金1、介護給付費調整交付金350万円の減額だが、保険給付費実績見込みの負担割合で減額いたした。6目介護保険災害等臨時特例補助金48万5,000円であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減った被保険者に対して行った介護保険料の減免措置を補填するものである。補助率は、10分の6相当額である。5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金1,350万円の減額であるが、保険給付費実績見込みの負担割合による減額である。6款県支出金、1項1目介護給付費負担金940万円であるが、保険給付費の実績見込みの負担割合による減額である。8款繰入金、1項1目介護給付費繰入金625万円であるが、保険給付費実績見込みの負担割合による減額である。4目事務費等繰入金39万3,000円であるが、介護認定審査会経費の関川村及び栗島浦村の負担金の額が確定したことにより、村上市分の事務費を追加するものである。次に、歳出だが、9P、10Pを御覧ください。1款総務費、3項1目認定審査会費であるが、介護認定審査会経費の関川村及び栗島浦村の負担金の額が確定したことにより関川村及び栗島浦村分が39万3,000円減額して、同額の事務費等の繰入れを追加したための財源更正になる。2款保険給付費だが、居宅介護サービス給付費については、介護保険災害等臨時特例補助金を追加したための財源更正になる。また、そのほかの保険給付費については、実績見込みから増減するものである。説明は以上だ。よろしく願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第45号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第15 議第10号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第10号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計予算についてよろしく願いいたす。予算の総額は54億8,540万円とし、前年度比マイナス5.5%、3億1,700万円の減額である。これは、被保険者数の減少や診療報酬改定等の影響によるものと考えられ、歳入では県から交付される保険給付費等交付金が前年度比マイナス6.3%、歳出では保険給付費がマイナス5.8%と、それぞれ減額となっていること

が主な要因である。それでは、歳入の主なものからご説明をさせていただく。284 P、285 Pを御覧いただきたいと思う。1 款 1 項国民健康保険税 9 億7,010万4,000円の計上だが、前年度と比較して4,245万7,000円の減額となっている。被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少等を見込んだものによるものである。第 2 款、第 3 款は、例年どおりのため省略させていただく。次に、286、287 Pを御覧願う。5 款の県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金40億4,263万8,000円の計上だが、保険給付費や保健事業等の財源として県から交付されるもので、歳入総額の73.7%を占めている。前年度と比較して2億7,000万5,000円減額となっている。節ごとでは、1 節の普通交付金39億2,457万7,000円は市町村が支出する保険給付費の財源として交付されるもので、県が示す給付費推計額を計上している。前年度と比較して2億5,711万6,000円の減額となっている。2 節の特別交付金1億1,806万1,000円は、保険事業等の財源としてそれぞれ交付されるもので、こちらも前年度と比較して1,288万9,000円の減額となっている。6 款については省略させていただく。次に、7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金4億5,564万5,000円の計上だが、説明欄 1 の保険基盤安定繰入金の保険税軽減分は、低所得者に対する保険税軽減相当額を補填するもので、負担割合は県が4分の3、市が4分の1である。説明欄 2 の保険者支援分は、保険税軽減の対象者数に応じて保険税の一定割合を公費で補填することによって、低所得者を多く抱える市町村を支援するもので、負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1である。説明欄 3 の未就学児均等割保険料繰入金257万7,000円は、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入による新たな繰入金だ。軽減した均等割保険料の5割を公費で負担するもので、負担割合は国が2分の1、県4分の1、市負担分4分の1となっている。その他説明欄 4 から 8 の繰入金と合わせ、一般会計から繰り入れられるものである。次の 8 款、9 款は、例年どおりのため省略させていただく。続いて、歳出の主なものをご説明いたす。1 款の総務費は省略させていただいて、次のページ、292、293 Pを御覧願いたいと思う。2 款の保険給付費39億6,358万2,000円の計上は、前年度より2億4,500万2,000円の減額となっている。これは、県が示す保険給付費推計見込額及び令和 2 年度までの医療費実績、令和 3 年度の決算見込み、被保険者数の推移見込みなどを参考に積算しており、歳出総額の72.3%を占めているものである。次に、次のページをおめくりいただき、294、295、下のほうになるが、3 款国民健康保険事業費納付金13億4,336万7,000円については、主に国民健康保険税を財源としているもので、予算額は県から示された額を計上している。前年度より7,470万3,000円の減額となっている。最後になるが、296、297 Pを御覧ください。4 款の保健事業費だが、5,908万3,000円を計上いたした。特定健診委託料2,783万5,000円、人間ドック健診事業委託料1,010万円などの事業に加え、令和 3 年度に引き続き特定健診の受診率向上のため、温泉をインセンティブとして活用する温泉活用事業委託料240万円と、A I を活用した未受診者への受診勧奨の健診未受診者対策事業委託料487万9,000円を計上している。この事業は、国保ヘルスアップ事業として10分の10の補助金が交付されるため、同額が戻るが、歳入 5 款の特別交付金の保険者努力支援分に含まれているものである。次の 5 款から 8 款については、例年どおりのため、省略させていただく。簡単ではあるが、説明は以上であるので、以上よろしく願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第10号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第16 議第11号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第11号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計予算についてよろしくお願ひいたす。予算の総額は8億270万円とし、前年度比プラス3.2%、2,490万円の増額である。令和4年度の制度改正等を見込んだ上で予算編成をしたものである。では、歳入のほうから主なものをご説明させていただく。314、315Pを御覧願う。1款1項後期高齢者医療保険料5億7,510万4,000円の計上だが、前年度当初予算より1,507万2,000円の増額となっている。団塊の世代が加入となり、被保険者の増加が見込まれたことによるものであるが、また賦課限度額は64万円から66万円に引き上げられるが、2年度ごとに見直しを実施している保険料については据置きとなっている。2款については省略させていただいて、3款1項1目一般会計繰入金は2億2,065万6,000円を計上いたした。説明欄1の保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料軽減相当額を県と市が補填する制度で、県負担割合の4分の3に市負担割合4分の1を付け足したものだ。説明欄2、職員給与分は職員人件費2名分、説明欄3の事務費繰入金561万4,000円には、人間ドック費用助成事業に係る市負担分92万1,000円が含まれている。4款も例年どおりのため省略させていただいて、続いて一番下、5款3項1目雑入であるが、説明欄1の県後期高齢者医療制度特別対策補助金517万7,000円であるが、これは市町村が実施する長寿健康増進事業及び広域連合が定める事業の実施に係る経費に対し、広域連合から交付されるもので、補助率10分の10の湯ったり塾事業309万8,000円などのほか、新たに人間ドック費用助成事業157万9,000円を見込んでいる。説明欄2の県後期高齢者医療被保険者証再交付経費補助金94万3,000円は、本年10月からの窓口負担割合2割導入のため、被保険者証を全員に再交付する2回目の郵送料の財源として全額交付されるものだ。次に、歳出の主なものであるが、次のページおめくりいただきたいと思う。316P、317Pになる。1款1項1目一般管理費だが、説明欄1、一般管理経費、内訳の通信運搬費203万7,000円には、歳入5款の雑入で説明いたしたとおり、被保険者証再交付に係る郵送料が含まれている。令和4年度は、年次更新時の7月と2割負担施行前の9月の2回分の郵送料188万5,000円が経費として計上し、含まれているものである。次に、2款の1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に7億7,814万9,000円を計上いたした。市町村で徴収した保険料と保険基盤安定繰入金を納付するもので、歳出総額の96%をこれが占めている。最後に、3款1項1目保健事業費778万9,000円

だが、歳入5款の雑入で説明いたした後期高齢者医療制度特別対策補助金を活用した新たな事業として、令和4年度より人間ドック費用助成事業を実施いたす。後期高齢者の病気の予防、早期発見、早期治療を推進し、健康増進及び健康診査受診率の向上を目的に、費用の一部として1万円を助成するもので、人間ドック健診事業委託料250万円、250名分を計上いたした。なお、意向調査として実施している仮申込みの状況だが、2月末現在で254名の方から仮申込みをいただいている。都合によりキャンセルされる方も中にはおられるので、今後の申込み状況や受診状況を注視しながら、希望される方全てが受診できるよう対応してまいりたいと考えているところである。4款、6款は、例年どおりのため省略させていただく。簡単ではあるが、説明は以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

- 上村 正朗 後期高齢者医療は県の役割が大きくて、市がなかなか難しいところだと思うのだけれども、10月からの窓口が2割負担になる方もいらっしゃると思うのだけれども、その辺市の状況というのは分かるものか。何人、どのくらいという見込みとかというのは分かるものだろうか。
- 保健医療課長 具体的にはこれから、今確定申告等々しているの、所得が確定して、人数も確定してからになるけれども、広域連合からの令和3年8月時点の広域連合の標準システムのデータによって村上市の推計をしていただいたところ、2割負担に該当する方は推計では構成比の13.1%、1,610人ほどでないかというところで推計をいただいていた。
- 上村 正朗 かなり思ったよりあるのかなということなのだけれども、自己負担が増えるわけだから、逆に保険給付額は減るので、増える方にとっては大変だけれども、保険税の財政的にはその分保険給付額が減って、保険料も下がるのだろうか。
- 保健医療課長 2割負担導入に関しては、保険料は影響はない。影響があるのは保険給付費のほうで、負担割合が変わるので、一般会計のほうになるが、後期高齢者広域連合負担金の中の療養給付費の負担金、これらが見込みによって被保険者数は上がるものの、広域連合として払う給付費が下がるので、当然市町村が負担する療養給付費等の負担金、それも今年度は下がっている状況になっている。
- 上村 正朗 後期高齢の保険料は変わらないと思うけれども、現役世代の保険料は、若干月額何十円だか、年額何十円だか、そのために制度改正するということもあるので、協会けんぽとか組合健保とか、その辺の保険料は下がると思って、そういう理解でよろしいだろうか。
- 保健医療課長 すみません。あくまでも今私が申し上げたのは、後期高齢者の保険料の話をさせていただいた。そもそもこの2割負担導入に関しては、現役世代の負担をこれ以上増やさないような制度として導入されたものであるもので、一定程度は抑えられるものだというふうに認識している。具体的なものについては、まだ私のほうはそこまでの情報は持っていないので、ご了承願う。
- 稲葉久美子 私来年度中、令和4年度中に後期高齢者に移行する年なのだ。だから、すごくやっぱりショック、待っていましたがと言わんばかりに窓口負担が増えるということは。それで、人間ドックの負担、1万円出してくれたとは言っても、人間ドックは受けなくても大丈夫だけれども、普通の健診を受けていてもいいのだけれども、やっぱりお医者さんにかかっていない人いないくらいにみんなお医者さんかかってい

るわけだけれども、そういう面で窓口負担が増えるというのはすごく大きいなというふうに思っているのだけれども、しょうがないと言えましょうがないのだかもしれないけれども、これから人数、何年かの間ずっと増えっ放しな状態で、突入と同時に2割負担になるから、もうすごく何というか当てつけられたような気持ちであれなのだけれども、今回について私はもうこの制度について一応反対しようと思うけれども、ごめんなさいね。分かっているけれども、本当にそんな感じだ。

保健医療課長 制度といたして10月1日から導入されるが、施行後3年間経過措置として、2割負担への変更が大きい外来患者等については1か月の負担額の増加額が最大でも3,000円に収まるような配慮措置が講じられることとなっているので、まずは急激に上がるということはないような措置が取られている。3年間ではあるけれども。

稲葉久美子 それは窓口での負担になると思うのだけれども、診察だけか。それとも、お薬も含めて。

保健医療課長 高額療養費の一部として講じられるということであるので、薬も診療も含めてになるということである。今まで負担が例えば3,000円で終わっていたところを最大増加額を3,000円にということなので、負担額は6,000円までは増えるけれども、それ以降は高額療養費ということでお返しするという制度になるという配慮措置になる予定である。

稲葉久美子 けちつけるように思えてごめん。去年に後期高齢者加入した人は、国民健康保険のときは2割だよ、窓口。74歳まで2割。そして、1割になったと思ったら、また10月から2割だといって大分苦情が来ているのね。だから、一万円札持っていかないと、血圧の薬もらうだけでも今3か月分ぐらい出すから、一万円札のお金要るというので、すごくやっぱり心配している。

(自由討議)

上村 正朗 自由討議なのか討論なのか、自由討議だと思うのだけれども、私も後期高齢者医療制度の10月からの2割負担導入については、国会議員の立場であれば反対票を入れたいと思う。社会保障の財源というのは内部留保をためている大企業とか高額所得者のほうから応分の負担を求めていくというのが筋だと思うし、現役世代と高齢者を対立させるような考え方というのはやはりおかしい。若い人もいずれ高齢者になるわけだから、全世代型の社会保障という考え方からしても、若い人の負担を減らすために高齢者にその負担を持っていくというのは、考え方としておかしいのではないかなと思うけれども、それをこの予算の段階で言われても、市はどうしようもないと思うので、制度的にはおかしいな、賛成はできかねるけれども、予算の組立てとしてはもうこれしかないと思うので、予算的には賛成を、賛成というか、やむを得ないということで賛成したいと思う。以上だ。

稲葉久美子 いろいろ事情は分かる。それでも、分かった上で、だけれども、村上市の一人としては、やっぱり後期高齢者に寄り添いたいなという意味で反対する。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議の後、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第11号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第17 議第12号 令和4年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、担当課長（介護高齢課長 大滝さくみ君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 議第12号 令和4年度村上市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ85億1,900万円を計上するものである。対前年度比5億3,600万円、6.7%の増である。331、332Pを御覧ください。歳入の主なものであるが、1款保険料で16億530万4,000円を計上した。対前年度比3.7%の増である。4款国庫支出金では、介護給付費負担、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金で20億5,686万8,000円を計上した。対前年度比4.7%の増である。次に、333、334Pを御覧ください。5款支払基金交付金では、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金で22億666万9,000円を計上した。対前年度比で7.0%の増である。6款県支出金では、介護給付費負担金、地域支援事業交付金で12億3,039万7,000円を計上した。対前年度比7.4%の増である。8款繰入金では、一般会計繰入金、基金繰入金で14億942万1,000円を計上した。対前年度比12.6%の増である。次に、歳出の主なものについてであるが、337、338Pを御覧ください。1款総務費では、職員人件費などで1億8,245万7,000円を計上した。対前年7.5%の増となっている。1項1目、説明欄1、一般管理経費の6行目になるが、高齢者保健福祉計画、第9期の介護保険事業計画策定のための実態調査に係る経費245万円を計上した。339P、340Pを御覧ください。3項の1目、説明欄1の認定審査経費であるが、上から9行目の機械器具購入費になるけれども、介護認定審査会のオンライン開催に係る経費76万9,000円を計上した。今のは、340Pの上から9行目の機械器具購入費のところになる。こちらは、介護認定審査会のオンライン開催に係る経費になる。2款の保険給付費であるが、令和2年度決算額及び令和3年度の決算見込み、認定者数などを基に推計して、80億2,785万円を計上した。対前年度比7.0%の増となっている。医療病床1か所が介護医療院として4月1日より開設されるほか、要介護、要支援者の認定者数の増加に伴い、保険給付費も増加すると見込んだ。1項介護サービス等諸費だが、73億7,828万5,000円を計上させていただいた。対前年度比6.9%の増である。介護医療院の整備により、施設整備費、サービス費の増加を見込んだ。次に、343、344Pだけれども、2項介護予防サービス等諸費では1億5,573万3,000円を計上させていただいた。対前年度比29.9%の増である。要支援者数及び介護予防サービス利用者数の増加によるものである。3項については例年どおりなので、省略させていただく。4項高額介護サービス等費では1億8,055万5,000円を計上させていただいた。介護医療院の整備により高額介護サービス等費の増加を見込んだ。対前年度比16.4%の増である。5項高額医療合算介護サービス等費でも同様に介護医療院の整備により高額医療合算介護サービス等費の増加を見込み、1,825万円を計上させていただいた。対前年度比10.9%の増である。6項特定入所者介護サービス等費では、介護医療院の整備により特定入所者介護サービス等費の増加が見込まれるものの、令和3年8月の制度改正により負担限度額認定者数が減少したことから、2億9,136万2,000円を計上させていただいた。対前年度比4.6%の減である。次に、347、348Pを御覧ください。3款地域支援事業費では、3億577万円を計上した。対前年度比1.0%の減となっている。1項1目介護予防・生活支援サービス事業費1億2,239万5,000円を計上した

した。看護師の報酬、職員手当等のほか、上から8行目の通所型介護予防事業委託料を計上している。この事業については、令和3年度から実施している県のモデル事業に準じ、高齢者の生活機能を向上させるプログラムを3か月間に集中して提供して、高齢者自身がセルフケアできるものにできるようにするものである。11行目の元気応援訪問サービス事業費負担金4,224万円、12行目、元気応援通所サービス事業費負担金6,000万円を計上している。次に、349、350Pを御覧ください。2目介護予防ケアマネジメント事業費以降の内容については、例年どおりなので、省略させていただく。2項1目一般介護予防事業費2,293万5,000円だが、説明欄1、介護予防把握事業経費496万9,000円、説明欄2、介護予防普及啓発事業経費1,717万2,000円をそれぞれ計上いたした。説明欄3、地域介護予防活動支援事業経費50万8,000円だが、令和3年度から新たに開設した活動拠点1か所と今後の新規開設拠点に係る経費を見込んだ。今後も地域の活動拠点ができるよう、地域包括支援センターで支援を進めていきたいと思う。説明欄4、地域リハビリテーション活動支援事業経費28万6,000円だが、昨年度に引き続き医学療法士、作業療法士などを活用して、介護予防の取組を機能強化するための経費である。3項包括的支援事業・任意事業費では、1目総合相談事業費3,008万3,000円は高齢者虐待防止ネットワーク会議の費用のほか、職員人件費になる。351、352Pを御覧ください。2目権利擁護事業費516万円だが、成年後見報酬助成費等を計上している。3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費3,622万6,000円だが、職員人件費等を計上している。4目在宅医療・介護連携推進事業費19万6,000円だが、ときネットシステムの運用に係る経費を計上している。353、354Pを御覧ください。3項5目生活支援体制整備事業費3,383万5,000円だが、地域に合った支え合いの地域づくりを進める進行役として生活支援コーディネーターの配置費用や生活支援協議体の活動費用などのほか、職員人件費を計上している。6目から8目は例年どおりなので、省略いたす。4款基金積立金、5款公債費、6款諸支出金、7款予備費については例年どおりなので、省略させていただく。説明は以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

上村 正朗

歳入のほうで1号の保険料、331Pの一番上、歳入のところだ。1款の保険料、保険料額は第8期は変わらないのだよね。変わらないと思うのだけれども、増えているというのは対象の人口が増えているという理解でよろしいのだろうか。

介護保険室副参事

前年度に比べて確かに増額はしているのだけれども、被保険者数とかも・・・ちょっとお待ちください。すみません、失礼いたした。昨年度の被保険者の保険料については、もう少し前年度に比べて見込みが多かったところだったのだけれども、今回実際にここの保険料については、歳入の予算の金額に応じて法定負担率が保険料の負担割合が決まっているので、そちらの歳出の金額とちょっと調整させていただいた部分が前年度若干あったので、形上は今年度については増えているような形になっている。

(何事か呼ぶ者あり)

長谷川委員長

結果的には増えたということでもいいのだね。

介護高齢課長

増えている。

上村 正朗

では、歳出のほうで342Pの施設介護サービス給付費で、ショートステイの特養の転換とかやるのは令和4年度に、スケジュール的にはどうなって、令和4年度の予算

には反映しないのだろうか。

介護高齢課長 令和4年度に施設の整備を行うので、令和4年度の予算には反映しない。ショートステイを特老に変換するものについては、令和4年度に整備を行うので、令和5年度の保険給付に反映していく。

上村 正朗 分かった。令和4年度に整備して、令和5年度から反映ということだね。では、348Pで通所型介護予防事業委託料、令和3年度モデル事業でやっていたものを今度市のほうでやるということだけれども、県のモデル事業でやっていたときの予算とこの予算というのは、大体同額なのだろうか。

地域包括支援センター長 若干増額となっていると思われる。

上村 正朗 では、大体同額だよ。結構話を聞くと効果のある事業だというふうに話は聞いているのだけれども、かなり専門的な職員を集めて、3か月毎週何回か集めてやるのが非常に大変だとか、人材の確保が大変だという話もちよっと聞いていたのだけれども、その辺は大丈夫なものなのだろうか。

地域包括支援センター長 週1回の事業で、専門職、理学療法士、介護士、看護師、3人がまず従事するような事業となっている。週1回の事業で半日、正味2時間半なのだが、なかなかそこに従事するのは大変だという声はあるのだけれども、効果がある事業でもあるし、来年度、新規で受けていただく事業所については、ぜひ事業所の売りにもしたい、効果がある事業だから、この事業を売りにもしたいということで、大変だけれども、協力していきますよということでお話をいただいているところだ。

上村 正朗 これは、令和4年度は1か所だろうか。その後の計画も含めてお聞かせいただければ。

地域包括支援センター長 令和4年度については、村上地区にもう一か所、できればほかの地区にも1か所ずつは取組を増やしていきたいというところだ。すみません、同様の事業をほかの地域でもやっているのだが、内容をこのモデル事業を取り入れて、ほかの地域にも広めていきたいというふうに考えている。

上村 正朗 令和4年度は、この予算で2か所ということでしょうか。

地域包括支援センター長 5か所だ。

上村 正朗 今のところ結構だ。ありがとうございます。最後、352Pの、非常に細かい話ですみません、権利擁護事業の経費、成年後見報酬助成費というの、成年後見報酬だから、これ市長申立てか何かのあれだろうか。市長申立てで成年後見人に対する報酬ということかなと思うのだけれども、単価とか教えていただければと思う。

介護高齢課長 成年後見報酬助成費については、実際成年後見についての方に助成するものだが、在宅については、自宅で生活されている方については一月2万8,000円、施設については1万8,000円を助成している。

上村 正朗 2万8,000円というのはかなり、私の経験でいうと2万円ぐらいかなと思ったのだけれども、割と高めに設定、それが今の相場なのだろうか、どうなのだろうか。

介護高齢課長 そうだと思うが、でもやっぱり在宅で生活されている方については、支払いだとか、そういうのもう非常に大変で、施設だと入所しているので、それほど作業としては、在宅に比べれば動きが少ないということで、在宅のほうが高くなっている。

上村 正朗 私もばあとなあ协会会员なのだけれども、市長申立てするぐらいだと2万円しかもらえないという頭があったものだから、別に2万8,000円で高い分には全然問題ないと思うけれども、その辺の全体、ほかのものとの比較がどうなのかなと思ったけれども、一応説明で了解だ。以上だ。

- 鈴木 一之 340Pで認定調査経費であるが、今介護保険で新規の申請者の割合だが、申請理由等はどのような格好になっているだろうか。
- 介護高齢課長 介護保険の新規申請者数の疾患別で見ると、ここもう数年、認知症が一番の申請理由になっている。
- 鈴木 一之 全体の割合とするとやはり断トツだろうか。
- 介護保険室長 令和2年度の実績の割合になるけれども、全体の申請数が新規、変更、更新と合わせて3,741件、そのうち新規の件数が863件で、割合とすると大体23%ぐらいになっている。
- 鈴木 一之 そうすると、割合とすると介護認定の中ではウェートを占めているのかなということであるが、要支援なり要介護の位置づけというか、そこら辺りはどのような格好であるだろうか。
- 介護高齢課長 要介護度別ごとの認知症の数ということだろうか。
- 鈴木 一之 大体ウェート占めているの、例えばそこが認知症の部分を捉えて、それが大体要介護の中で1から5の中で、その中のウェートを占めているところの部分で要介護がどれくらいかという、大体そういう。
- 介護高齢課長 介護の別で、要介護例えば1だったら認知症の方が何人という、すみません、今ちょっと統計が取っていないが、やはり実際要支援の中にも認知症の症状を有する方はいらっしゃる。ちょっとデータを整理していなかったもので、申し訳ない。
- 鈴木 一之 そういう理解させていただく。それと、あとそれに対して、350P、介護予防の把握事業経費、予防、啓発の関係であるが、介護に陥れないという格好の中でリハビリも含めて、フレイル予防に対して連携しながら、どのような格好で行っておられるのか聞かせていただきたいと思う。
- 地域包括支援センター長 フレイル予防は、保健医療課の健康づくりの保健師等と連携をして、高齢者の保健事業と介護予防の一体化の事業を実施している。事業の中心は、保健医療課の担当の保健師が実施しているが、フレイル予防の講座については、5,000人程度だったか、茶の間を回ったりしてフレイル予防の健康講座等を実施いたしているし、そこから支援の必要な高齢者が把握された場合には地域包括支援センターにつないでいただいて、継続した支援ができるように対応している。そのような連携状況となっている。以上だ。
- 鈴木 一之 まさにその辺りで、連携で予防をとという格好の中で横断的な格好の中の行政の在り方ということで、今年度からも、昨年からもそういうことで実績を上げていただいて、一人でも多くの方が介護に陥らないというか、そういう環境づくりのためにもやっていただければと、ありがたいと思っているので、よろしく願いいたす。以上だ。
- 富樫 雅男 1つだけ教えてください。352Pの成年後見制度の関係なのだけれども、結構この成年後見に関する問合せがいろいろあるのだけれども、今これを利用されている人というのはどれくらいいらっしゃるのか。
- 介護高齢課長 成年後見制度全体の把握はちょっとできていないのだけれども、市の成年後見の報酬助成を受けている方については、令和3年の2月末までだけれども、在宅は2名、施設入所者については9名の方が市の成年後見制度の報酬助成金を受けている。
- 富樫 雅男 今年の2月末でなくて、去年の2月末で。
- 介護高齢課長 すみません。令和3年度、2月末なので、今年の、令和4年の2月になる。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第12号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（長谷川 孝君）閉会を宣する。

(午前11時38分)